

年末調整

年末調整は、毎月の給料や賞与の際に徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額とを比べて、その過不足を精算する手続きです。

大部分の人は、この「年末調整」によってその年の所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続きをとる必要がなくなります。

こんな書類が必要になります

ご自宅に証明書等が届いたら、大切に保管しておいてください。

年末調整の詳細は、10月下旬ごろ、各校事務職員よりお知らせします。

生命保険料控除証明書(保険会社発行)
地震保険料控除証明書(保険会社発行)
小規模企業共済等掛金の証明書(証券会社等発行)
個人型確定拠出年金の証明書(国民年金基金連合会発行)
住宅借入金年末残高証明書(金融機関発行)
住宅借入金控除申告書(税務署発行)
社会保険料控除証明書(日本年金機構発行)
など...



9月のお給料

いつもとちがう!?

「標準報酬月額」の見直し(定時決定)が行われました。

毎年、4月5月6月の報酬額の平均から標準報酬月額が決定されます。決定された標準報酬月額は9月から翌年8月まで適用されます。

共済組合などの掛金は、この標準報酬月額をもとに算出されます。そのため、月々のお給料からの控除額が9月から変わっています。

9月の給与明細を確認してみてください。

*定時決定の対象とならない方もいます。

このあたりに、「標準報酬月額」の欄があります!



特殊勤務実績簿

10月分

10/31(月)締め切り

その後、すぐにシステム入力し、11月の給与で支給します。

必ず、提出の期限を守ってください。

よろしくお願いします。

給与明細書				
氏名	職名	所属	給与コード	標準報酬月額
山田 太郎	教諭	第一学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第二学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第三学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第四学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第五学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第六学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第七学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第八学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第九学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十一学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十二学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十三学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十四学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十五学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十六学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十七学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十八学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第十九学区	1000	270,000
山田 太郎	教諭	第二十学区	1000	270,000

◇学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・亀山市学校事務センターまで
専用電話 82-1177 FAX 82-2766